

所（結核患者を収容する施設を有する病院を含む。）への入所の命令又は入所させることの命令							
6 同法第30条の規定による患者等に対する家庭の消毒等の措置の命令又はこれらの措置の実施							保健所長
7 同法第31条第1項の規定による結核患者の使用等に係る物件で結核菌に汚染したものの所有者に対するその物件の没収の制限等の命令又はその物件の消毒、廃棄等の実施							保健所長
8 同法第31条第4項の規定による結核患者の使用等に係る衣類等の没収等の制限等によって生じた損失補償額の決定及び請求者に対する通知							
9 同法第32条第1項の規定による結核患者のいる場所等への立入り及び関係者への質問又は調査の実施							保健所長
10 同法第34条の規定による一般患者に対する医療を受けるために必要な費用の負担の決定							
11 同法第34条第1項の規定による結核患者からの医療費の負担の申請の受理							保健所長
12 同法第35条の規定による接客業等への従業を禁止した者等の診療等に要する費用の負担の決定							
13 同法第35条第1項の規定による接客業等への従業を禁止した者等からの医療費等の負担の申請の受理							保健所長
14 同法第36条第1項及び第5項の規定による指定医療機関の指定及びその取消し							保健所長
15 同法第38条第3項及び第6項の規定による指定医療機関の診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定並びに指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務の委託							
16 同法第41条第1							











	9 同法第38条第1項の規定による許可の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の命令及び同条第2項の規定による処分又は命令								
十九 略	10 同法第41条の規定による公共下水道部理事との協議								
二十 略	二十 過疎地域自立促進特別措置法に基づく知事の特限に属する事務	1	同法第15条第8項の規定による市町村の負担金額に係る関係市町村からの意見の聴取						
二十一 略	二十一 略								
二十二 略	二十二 略								
二十三 略	二十三 農業集畜排水工事に係る鳥取県建設工事予規則に基づく知事の特限に属する事務	1	同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額。以下(二)及び(三)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの						総合事務所長
二十四 略	二十四 略								
二十五 略	二十五 略								
二十六 略	二十六 略								
二十七 略	二十七 略								
二十八 略	二十八 略								
二十九 略	二十九 略								





るもの							
8 同規則第28条の規定による下請負業者等に関する報告の要求							総合事務所長
9 同規則第30条第1項の規定による工事の監査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							
10 同規則第30条第1項の規定による工事の監査の命令							総合事務所長
11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求							総合事務所長
12 同規則第36条第7項 第37条後段 第39条第5項 第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。(三)及び(四)において同じ。)に係るもの (三) 請負設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負設計金額が1億円未満の工事に係るもの							総合事務所長
13 同規則第36条第7項後段 第37条							


後段 第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な経費の負担の決定

(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの

(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの

(三) 請負設計金額が2億円未満の工事に係るもの

14 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等

(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの

(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。(三)及び(四)において同じ。)に係るもの

(三) 請負設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの

(四) 請負設計金額が1億円未満の工事に係るもの

総合事務所長

15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等

(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの

(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満



													11項の規定による 工期の遅延の要求 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事(請 負契約の締結後 に請負対象設計 金額を変更した 場合に変更後の 請負対象設計金 額が5億円以上 となる工事を含 む。)に係るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事(変更後 の請負対象設計 金額が2億円以 上5億円未満と なる場合を含 む。)に係るもの (三) 請負設計金 額が2億円未満 の工事(変更後 の請負対象設計 金額が2億円以 上となる場合を 除く。)に係るも の
													19 同規則第42条第 2項の規定による 通常必要とされる 工期に満たない工 期への変更の要求 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事(請 負契約の締結後 に請負対象設計 金額を変更した 場合に変更後の 請負対象設計金 額が5億円以上 となる工事を含 む。)に係るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事(変更後 の請負対象設計 金額が2億円以 上5億円未満と なる場合を含 む。)に係るもの (三) 請負設計金 額が2億円未満 の工事(変更後 の請負対象設計 金額が2億円以 上となる場合を 除く。)に係るも の
													20 同規則第42条第 3項の規定による 請負代金の変更及 び必要な費用の負 担の決定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事(請 負契約の締結後 に請負対象設計 金額を変更した 場合に変更後の 請負対象設計金 額が5億円以上 となる工事を含 む。)に係るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 以上5億円未満 の工事(変更後



																			<p>請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>									
25	同規則第2条第1項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託																		<p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>									
26	同規則第7条第1項の規定による工事事物の使用																		<p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。(三)及び(四)において同じ。)に係るもの  (三) 請負設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの  (四) 請負設計金額が1億円未満</p>								総合事務所長	

	の工事に係るもの					
27	<p>同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。）に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>					
28	<p>同規則第58条第1項の規定によるかしの補修及び損害の賠償の請求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）に係るもの</p>					
29	<p>同規則第59条第2項（同規則第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）に係るもの</p>					総合事務所長
30	同規則第60条第2項の規定による					総合事務所長





					計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの			
21	略				36 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの		総合野所長	
22	略				37 同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。(三)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			
23	天神川滞り下水道工事の執行に係る知事の権限に属する事務	1 工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。水・大気環境課の頁の二十三及び二十四						
24	略							
25	略							

<p>において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>					<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>2 工事に係る設計の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの</p> <p>ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が2億円以上となる場合に限る。)</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p>					<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>3 工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定(4の場合を除く。)</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>					<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>4 工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法による</p>					

<p>ことの決定（技術提案型の随意契約の場合）</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>									中野総合事務所 所長
<p>5 工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>									中野総合事務所 所長
<p>6 工事に係る土地水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>									中野総合事務所 所長
<p>7 工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの</p>									中野総合事務所 所長
<p>8 予定価格が100万円未満の工食用材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕</p>									中野総合事務所 所長
<p>9 工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結</p>									中野総合事務所 所長

	10	不動産登記法に基づく不動産の登記						中野総合事務所 所長
	11	工事に係る土地及び水面の境界の確定						中野総合事務所 所長
二十四 天神川放流或下水道工事に係る異形異建設工事施行規則に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの						中野総合事務所 所長        中野総合事務所 所長
	2	同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの						中野総合事務所 所長
	3	同規則第5条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの						中野総合事務所 所長
	4	同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの						中野総合事務所 所長
	5	同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの						中野総合事務所 所長
	6	同規則第22条の						

<p>規定による請負契約の相手方の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、以下水・大気環境課の項の二十四において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>8 同規則第28条の規定による下請業者等に関する報告の要求</p>						<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>9 同規則第30条第11項の規定による工事の監督の委託</p> <p>(一) 対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費 請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下水・大気環境課の項の二十四において同じ。）が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>10 同規則第30条第11項の規定による工事の監督の命令</p>						<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>11 同規則第33条第11項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係</p>						

<p>るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p>						<p>中宿総合事務 所長</p>
<p>12 同規則第36条第 71項 第37条後段 第39条第51項第40 条後段及び第40条 の2第31項の規定 による工期又は請 負代金の額の変更 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の</p>						<p>中宿総合事務 所長</p>
<p>13 同規則第36条第 71項後段、第37条 後段、第40条後段 及び第40条の2第 31項(同規則第68 条第2項において 準用する場合を含 む)の規定による 必要な経費の負担 の決定 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の</p>						
<p>14 同規則第39条第 41項の規定による 工事の内容の変更 等 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の</p>						<p>中宿総合事務 所長</p>
<p>15 同規則第40条前 段の規定による工 事の内容の変更等 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p>						

<p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>18 同規則第42条第11項の規定による工期の遅延の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>中宿総合事務所 所長</p>
<p>19 同規則第42条第21項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計</p>						

<p>計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>中務総合事務 所長</p>														
<p>20 同規則第42条第31項の規定による請負代金の変更及び必要な費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																				
<p>21 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>																				
<p>22 同規則第45条第51項の規定による費用の負担の協議</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																				
<p>23 同規則第48条第21項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認</p>							<p>中務総合事務 所長</p>													
<p>24 同規則第49条第11項の規定による設計図書の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>																				



<p>るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																	
<p>25 同規則第52条第1項(同規則第66条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																	
<p>26 同規則第7条第1項の規定による工事目的物の使用</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>						<p>中宿総合事務所 所長</p>											
<p>27 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>																	
<p>28 同規則第8条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円</p>																	

未済の工事に係るもの										
29 同規則第9条第2項（同規則第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 （一）請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの （二）請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									中宿総合事務所 所長	
30 同規則第30条第2項の規定による前金払いに係る認定									中宿総合事務所 所長	
31 同規則第11条第2項の規定による請負代金の前金払い （一）請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの （二）請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									中宿総合事務所 所長	
32 同規則第36条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認									中宿総合事務所 所長	
33 同規則第36条第4項の規定による請負代金の部分払い （一）請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの （二）請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									中宿総合事務所 所長	
34 同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の確認 （一）請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの （二）請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									中宿総合事務所 所長	
35 同規則第9条第11項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除 （一）請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの （二）請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの （三）請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									中宿総合事務所 所長	

		<p>36 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払  (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの  (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>						中宿総合事務所 所長	
		<p>37 同規則第2条第7項の規定による当館物件の処分等の決定  (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの  (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの  (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>						中宿総合事務所 所長	
衛生 環 境 研 究 所	一及び二 略  三 その他の事務								<p>衛生 環 境 研 究 所</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 その他の事務</p> <p>1 鳥取県個人情報保護条例に規定する知事の外権に属する事務のうち次に掲げるもの（衛生環境研究所が管理している個人情報に係るものに限る。）  (一) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定不存通知及び期間の延長  (二) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものを除く。）  (三) 同条例第29条及び第30条第1項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理（特に重要なものを除く。）</p> <p>2 鳥取県情報公開条例に規定する知事の外権に属する事務のうち次に掲げるもの（衛生環境研究所が保有している公文書に係るものに限る。）  (一) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定（特に重要なものを除く。）  (1) 全部開示の決定  (2) 部分開示の決定、非開示の決定、文</p>

		1 略								
		2 略								
循環型社会推進課	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく知事の特権に属する事務	1～34 略								
	35 同法第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集若しくは運搬又は処分等の事業の廃止等の届出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								—	総合事務所長
	36～41 略									
	42 同法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の事業の廃止等の届出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								—	総合事務所長
		43～53 略								
	54 同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の廃止等の届出又は同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第4項の規定による産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの								—	総合事務所長
	55～81 略									

								書不存在の決定並びに存否応答拒否の決定 (イ) 部分開示の決定及び非開示の決定のうち知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするもの					
		3 略											
		4 略											
循環型社会推進課	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく知事の特権に属する事務	1～34 略											
	35 同法第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の収集若しくは運搬又は処分等の事業の廃止等の届出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								—	総合事務所長			
	36～41 略												
	42 同法第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の事業の廃止等の届出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの								—	総合事務所長			
		43～53 略											
	54 同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の廃止等の届出又は同法第15条の2の5第3項において準用する同法第9条第4項の規定による産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了の届出の受理 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示縦覧を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの								—	総合事務所長			
	55～81 略												



	44	同法第127条の規定による関係行政機関等への照会 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの										総合事務所長
	45及び46 略											
十一 略												
一及び二 略												
くらしの安心推進課	三	鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第4条第2項の規定による施設についての基準の一部を適用しないことの決定								総合事務所長
	四-六 略											
	七	調理学療法士法(昭和33年法律第147号)に基づく知事の権限に属する事務	1	略								
			2	同法第5条第3項の規定による調理学療法士の交付(一) 東宮総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの								東宮総合事務所長
	3 略											
	八	調理学療法士法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第11条第1項の規定による調理学療法士の簿の訂正(一) 東宮総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの								東宮総合事務所長
			2	同令第12条による調理学療法士の簿の登録の得余(一) 東宮総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの								東宮総合事務所長
			3	同令第13条第1項の規定による調理学療法士の書換え交付(一) 東宮総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの								東宮総合事務所長
			4	同令第14条第1項の規定による調理学療法士の再交付(一) 東宮総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの								東宮総合事務所長
	九	製薬衛生師法(昭和41年法律第115号)に基づく知事の権限に属する事務	1	略								
			2	同法第7条第2項の規定による製薬衛生師の免許又は同法第3項の規								

	44	同法第127条の規定による関係行政機関等への照会 (一) 日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの										総合事務所長
	45及び46 略											
十一 略												
一及び二 略												
食の安全・くらしの安心推進課	三	鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条第2項の規定による施設についての基準の一部を適用しないことの決定								総合事務所長
	四-六 略											
	七	調理学療法士法(昭和33年法律第147号)に基づく知事の権限に属する事務	1	略								
			2	同法第5条第3項の規定による調理学療法士の交付								
	3 略											
	八	調理学療法士法施行令(昭和33年政令第303号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第11条第1項の規定による調理学療法士の簿の訂正								
			2	同令第12条による調理学療法士の簿の登録の得余								
			3	同令第13条第1項の規定による調理学療法士の書換え交付								
			4	同令第14条第1項の規定による調理学療法士の再交付								
	九	製薬衛生師法(昭和41年法律第115号)に基づく知事の権限に属する事務	1	略								
			2	同法第7条第2項の規定による製薬衛生師の免許又は同法第3項の規								











